

## 4. 幼児教育の振興について

### ○幼児教育関係のこれまでの答申

#### 幼児教育の意義

- 学ぶ意欲を育てるなど、生涯教育にとって欠くことのできない基礎を築く。  
【生涯教育について (S56. 6. 11)】
- 健康な体を築くとともに、基本的な生活習慣、自発性、意欲、豊かな感情、表現力等を身につけることにより、小学校以降の学習の基盤をしっかりと育てる。  
【21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (H8. 7. 19)】
- 幼稚園・保育所において、幼児は、友達との様々な体験を通じて自立への歩みを進め、人とのかかわり方を学ぶ。幼稚園・保育所は、「生きる力」の基礎を作る重要な役割を担っている。  
【新しい時代を拓く心を育てるために (H10. 6. 30)】
- 「確かな学力」をはぐくむ上で重要な視点、特に、学習意欲の向上については、基本的な生活習慣を身につけている場合には、得点が高い傾向が見られる。  
【初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について (H15. 10. 7)】

#### 幼児教育の在り方

- 少子化等による環境の変化により、幼児期の遊びの内容が変質。体験活動や、自然との触れ合い等の幼児期に体験すべき大切な学習の場を用意すること。  
【21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (H8. 7. 19)】
- 遊びは、子どもの心の成長にとって様々な面で大切な役割を果たしているが、幼少期には格別。心を育てる場としての学校を見直し、幼稚園・保育園においては、幼児の心に響く豊かな活動を展開。  
家庭の教育力の減少により、家庭と連携し、幼児の発達段階を踏まえつつ、道徳性の芽を伸ばし、育てることに期待がかかる。  
【新しい時代を拓く心を育てるために (H10. 6. 30)】
- 幼児期からの、幼児教育の専門施設である幼稚園を中核に、家庭、地域社会における幼児の教育をも視野に入れて、幼児教育の全体についての施策を総合的に展開することが、少子化の対応の観点からも効果的。  
【少子化と教育について (H12. 4)】

#### 子育て支援

- 子育てに対する不安感や負担感を軽減するため、幼稚園が地域の幼児教育のセンターとしての機能を果たし家庭教育を支援することを期待。  
【21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (H8. 7. 19)】
- 開かれた幼稚園として、保護者、教諭、地域の人・団体、行政の参画、交流、連携の場を提供。【幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について (H12. 7. 29)】

#### 幼児教育の質の向上と普及

- 地域住民の学校運営への参画（自己評価システムの実施と学校評議員の導入）  
【今後の地方教育行政の在り方について (H10. 9. 21)】
- 幼児教育の持つ重要な役割に鑑み、希望するすべての3～5歳児が幼稚園教育の機会を与えられ、様々な教育を受けられるようにすることが望ましい。  
【21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (H8. 7. 19)】

## 中央教育審議会の答申（幼児教育関連部分の概要）

### 【H15. 10. 7】「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」

- これからの未曾有（みぞう）の激しい変化が予想される社会においては、一人一人が困難な状況に立ち向かうことが求められるが、そのために教育は、個性を発揮し、主体的・創造的に生き、未来を切り拓（ひら）くたくましい人間の育成を目指し、直面する課題を乗り越えて生涯にわたり学び続ける力をはぐくむことが必要。
- このために子どもたちに求められる学力としての「確かな学力」とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものであり、これを個性を生かす教育の中ではぐくむことが肝要。
- 本審議会は、「確かな学力」、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力までも含めて構成する「生きる力」がこれからの子どもたちに求められる力であることを前提とし、その育成を行っていくために、まずは「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」の確実な育成を、当面取り組むべき課題として考えた。
- 「確かな学力」をはぐくむ上で重要な視点、特に、学習意欲の向上については、基本的な生活習慣を身に付けている場合や、教員が創意工夫を生かした指導を行っている場合には、得点が高い傾向がみられる

### 【H12. 4】「少子化と教育について（報告）」

- 幼児期からの、幼児教育の専門施設である幼稚園を中核に、家庭、地域社会における幼児の教育をも視野に入れて、幼児教育の全体についての施策を総合的に展開することが、少子化への対応の観点からも効果的。
- 施策の展開に当たっては、幼稚園と小学校との連携・接続の充実を図るとともに、幼稚園と保育所とは、子育て支援の観点から類似した機能を求められることを踏まえ、両施設の連携を一層図ることが重要である。
- このため、各般の施策を体系的に盛り込んだ、数年程度の期間を想定する「幼児教育振興プログラム」といったものを新たに策定・推進する必要がある。

【H10. 6. 30】 「新しい時代を拓く心を育てるために」 次世代を育てる心を失う危機―

- 遊びは、子どもの心の成長にとって様々な面で大切な役割を果たしているが、幼少期においては格別である。幼児は、遊びを通して、感覚を働かせたり、運動をしたり、物をつくったり、想像したりするようになる。そして、他人を思いやること、我慢することなどを徐々に身に付けていく。
- 幼稚園・保育所において、幼児は、家庭での成長を踏まえて外の世界に足を踏み出し、友達との様々な体験を通じて自立への歩みを進め、人とのかかわり方を学ぶ。幼稚園・保育所は、「生きる力」の基礎をつくる重要な役割を担っている。
- しつけは本来家庭で行うべきものであるが、幼稚園・保育所においても、家庭と連携して、幼児の発達段階を踏まえつつ、教員や保育者が幼児期の道徳性の芽を伸ばし、育てる適切な働きかけをしていくことをお願いしたい。
- 心を育てる場としての学校を見直し、幼稚園・保育所においては、体験活動を積極的に取り入れ、幼児の自然体験プログラムの提供に参画し、子育て支援を進め、幼稚園・保育所の教育・保育と小学校教育との連携を工夫して欲しい。

【H8. 7. 19】 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

― 子供に「生きる力」と「ゆとり」を ―

- 子育てに対する不安感や負担感を感じる親が増大していることを背景として、地域社会における幼稚園が、子育て支援の一つの核として、親等を対象に、幼児教育相談や子育て公開講座を実施し、子育ての交流の場を提供するなど、地域の幼児教育のセンターとしての機能を充実し、家庭教育の支援を図っていくことも期待
- 幼稚園が、家庭や地域社会とあいまって、同年齢や異年齢の幼児同士による集団での遊び、自然との触れ合い等の直接的・具体的な体験など、幼児期に体験すべき大切な学習の機会や場を用意することの重要性は、ますます高まっている。
- 幼稚園において、健康な心身、社会生活における望ましい習慣や態度、自発性、意欲、豊かな感情、物事に対する興味・関心、表現力等といった小学校以降における学習の基盤となるものをしっかりと育てることは、将来の体系だった学習を裏切るものとし、「生きる力」をはぐくむ教育に大いに資することとなるものである。
- 希望するすべての3～5歳児が幼稚園教育の機会を与えられ、様々な教育を受けられるようにすることが望ましい

# 幼児教育振興プログラムのポイント

## 趣旨及び実施期間

- 幼児教育振興施策の効果的な推進のため、幼稚園教育の条件整備を中心とする総合的な実施計画として平成13年3月29日策定。  
実施期間は、平成13年度から17年度（5年間）。

## 基本的考え方

- 地域社会の中で、家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人一人の望ましい発達を促していく教育環境の整備を重視。
- 幼稚園については、以下の視点に立って施策を展開。
  - ・ 集団生活を通じて「生きる力」の基礎や小学校以降の生活・学習の基盤を培うという基本に立ち、教育活動・教育環境を充実。
  - ・ 幼稚園の基本を生かす中で、地域の幼児教育のセンターとしての子育て支援機能を活用して、「親と子の育ちの場」としての役割・機能を充実。
  - ・ 幼稚園と小学校の連携を推進。
  - ・ 幼稚園と保育所の連携を一層推進。
- 家庭教育の重要性について見つめ直し、考える機会の提供や、体験活動の機会の充実など地域で子どもを育てる環境の整備を推進。
- 各地方公共団体が、幼児教育振興のための政策プログラムを策定・推進。

## 具体的施策

- **幼稚園教育の振興**
  - ・ **幼稚園の教育活動・教育環境の充実**
    - －幼稚園教育要領の理解の推進 / 道徳性の芽生えを培う教育の充実 / 満3歳児入園の条件整備 / ティーム保育の導入及び実践のための条件整備 / 幼稚園教員の資質向上 / 幼稚園の施設整備の推進 / 幼稚園就園奨励事業の充実
  - ・ **幼稚園における子育て支援の充実**
    - －幼稚園運営の弾力化 / 「預かり保育」の推進 / 子育て支援活動の推進 / 異年齢・異世代交流の推進
  - ・ **幼稚園と小学校の連携の推進**
    - －教員間、幼児・児童間、保護者間の交流の推進 / 幼稚園及び小学校の教員免許の併有机会の充実
  - ・ **幼稚園と保育所の連携の推進**
    - －施設の共用化や関係者間の交流、情報の交換等
- **幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実**
  - －子育て講座の全国展開 / 子育て支援ネットワーク事業の実施 等

# 幼稚園教育要領改訂のポイント

(平成10年改訂, 平成12年度より実施)

## 1 基本的な考え方

幼児期の発達の特徴を踏まえ、

- 基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うこと
- 豊かな心情や思考力を養い、意欲や思いやりのある子どもを育てることなど基本的な考え方は引き続き充実発展。
- 幼児が主体的に活動できるよう、幼児一人一人の理解に基づく、物的・空間的環境の構成、幼児の活動に応じた指導や援助など、教師の役割を明確化。

## 2 教育内容

- 心身の健康を培う活動を積極的に取り入れるとともに、幼児期にふさわしい道徳性を身に付けさせる。
- 自然体験・社会体験などの直接的、具体的生活体験を重視。
- 幼児期にふさわしい知的発達を促す体験的な学びを重視。
- 自我が芽生え、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の成長の特性に応じたきめ細かな対応を図る。
- 友達と一緒に何かをやり遂げようとする中で責任感や我慢することを学ばせる。

## 3 幼稚園運営

- 幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。
- 子育て支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努める。
- 地域の実態や保護者の要請により、希望者を対象に行う「預かり保育」については、幼児の心身の負担などに配慮する。
- 家庭との連携を図りながら、生きる力の基礎を育成する。

## 幼稚園における子育て支援

- **教育課程審議会答申（平成10年7月）**

積極的に子育てを支援していく地域に開かれた幼稚園づくりや、預かり保育を推進する。
- **幼稚園教育要領の改訂（平成10年12月文部省告示）**

地域の幼児教育センターとしての役割を果たすよう努めること、預かり保育実施上の留意点を新たに規定。
- **少子化対策推進基本方針（平成11年12月・少子化対策推進関係閣僚会議）**

地域の幼児教育センターとしての子育て支援活動、満3歳児等の就園、預かり保育など幼稚園の弾力的な運用を促進。
- **重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月・大蔵、文部、厚生等6大臣合意）**

保護者と地域のニーズに十分応えられるよう、預かり保育や子育て支援事業を推進。
- **仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月・閣議決定）**

（待機児童ゼロ作戦－最小コストで最良・最大のサービスを－）

  - ・ 希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進。
  - ・ 幼稚園における総合的な子育て支援活動（子育て相談や保護者の交流の場の提供など）を推進。
- **少子化対策基本法（平成15年7月成立）**

国及び地方公共団体は、幼稚園等保育サービスを提供する施設の活用による子育て支援が図られるよう必要な措置を講ずる。
- **児童福祉法の改正（平成15年7月）**

**改正児童福祉法に係る文部科学・厚生労働省令（平成15年8月）**

  - ・ 預かり保育及び幼稚園における教育相談・情報提供を、着実に実施するよう市町村が必要な措置に努める事業に位置付け。
  - ・ 預かり保育を、待機児童の多い市町村等が作成する保育計画の一部となる事業に位置付け。
- **次世代育成支援対策推進法（平成15年7月成立）**

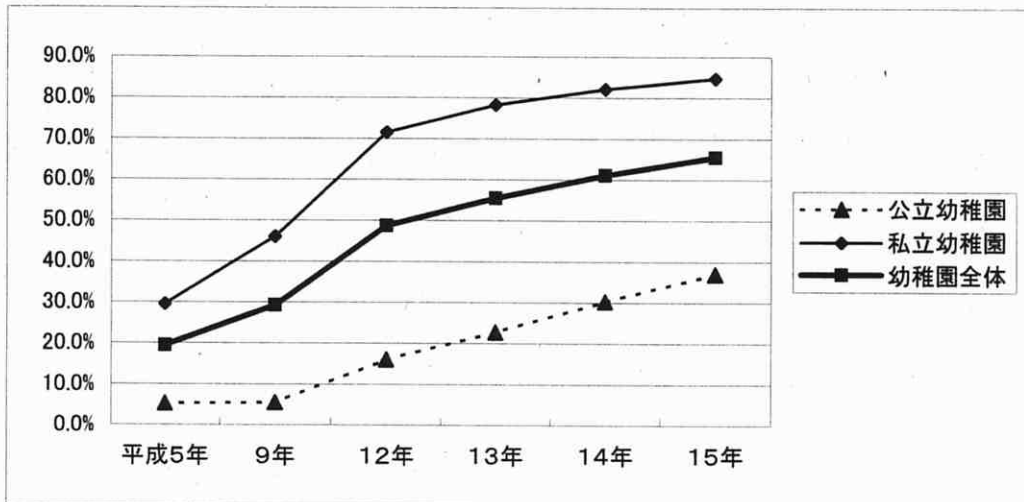
**地域行動計画策定指針（平成15年8月文部科学、厚生労働等7省庁告示）**

全ての地方公共団体に策定を義務付ける行動計画の策定に当たって、踏まえることが必要な重要な施策として次のものを規定。

  - ・ 預かり保育 ・ 園庭、園舎の開放 ・ 未就園児の親子登園
  - ・ 幼児教育に関する相談、情報提供、助言及びその他の援助
  - ・ 学校（幼稚園も含む）の教育環境の整備
  - ・ 幼稚園と小学校との連携を図る体制の構築
  - ・ 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

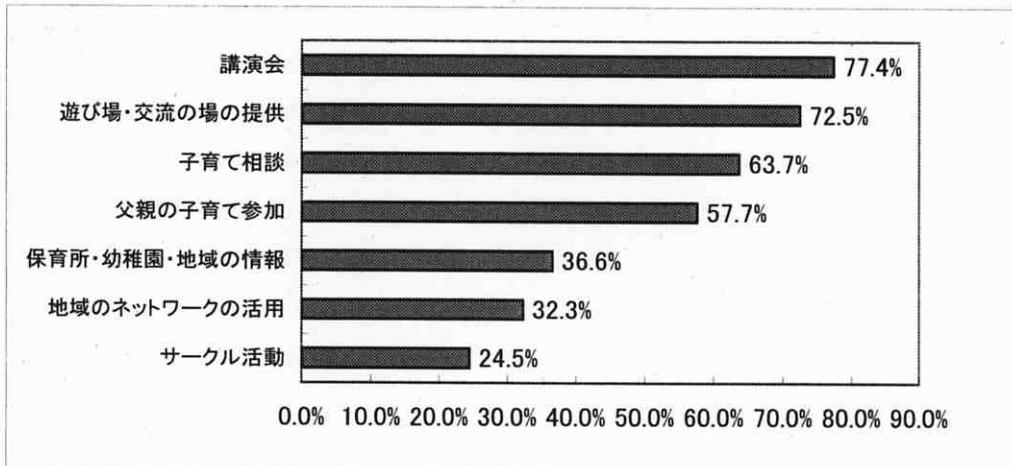
# 幼稚園における子育て支援事業の実施状況

## 1 預かり保育実施状況の推移(全園数に対する実施園数の率)



文部科学省調べ

## 2 国公立幼稚園における子育て支援事業(預かり保育を除く)実施状況(平成14年) (実施していると回答した園の全体に対する率)



全国国公立幼稚園長会調べ

## 3 特色ある子育て支援事業の事例

### (1) 地域の多様な方々との連携

**目的** 就学前の子どもと保護者を対象に、親子で楽しめる行事、情報提供、相談、研修、もの作りなど幅広い子育て支援活動を地域の人材を用いて行い、保護者のリフレッシュと幼児が多様な体験を得ることを図る。

**連携事例**

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 保健センターと連携 | 乳幼児の食事、食中毒について      |
| 児童館と連携    | 乳幼児体操、親子ふれあい遊び      |
| 医療機関と連携   | 乳幼児期の健康、風邪の予防について   |
| 図書館と連携    | 良書・近刊本紹介、読み聞かせ指導員派遣 |
| 地域人材と連携   | コンサート、指編み、情報提供、講師派遣 |

### (2) 土曜・日曜を利用した父親の参画

**目的** 父親を中心とし、親子で触れ合い、共通体験を楽しむことを繰り返しながら、互いを深く知ったり、体験の幅を広げたりしていくこと、また、家族同士がつながり、地域に根ざしていくことを目的とする。

父親の力が発揮しやすい活動内容を選択、自主的な活動を目指す。

**活動事例**

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 園庭でデイキャンプ | テント張り、料理づくり          |
| ログハウスづくり  | 土曜日の午前中に好きな時間に来て皆で作業 |

全国国公立幼稚園長会発行(平成15年5月)「みんなで子育てII」から

## ○幼稚園と小学校の連携

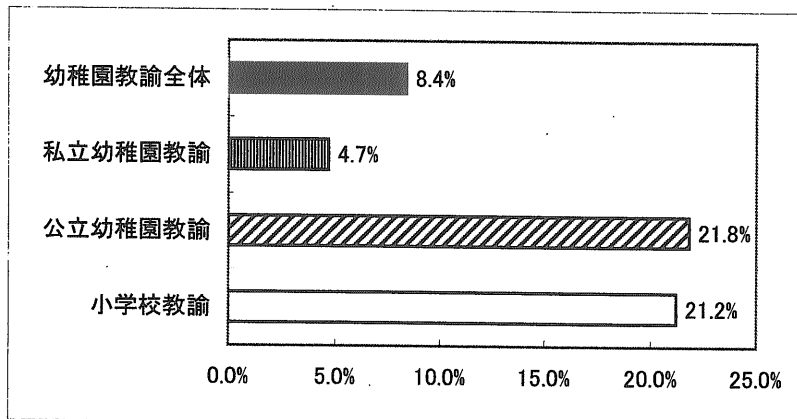
幼稚園は、学校教育の一環として、幼児期にふさわしい教育を行うものである。その教育が小学校以降の生活や学習の基盤ともなる。

幼児は、幼稚園から小学校に移行していく中で、突然違った存在になるわけではない。発達是一直続きしており、幼稚園から小学校への移行を円滑にする必要がある。

円滑な接続は、幼稚園と小学校の教師が互いの教育の在り方について、十分に理解することによって初めて可能となることである。

「幼稚園教育要領解説」(平成11年6月文部省)から

### 1 幼稚園教諭の小学校免許併有率及び小学校教諭の幼稚園免許併有率



平成13年度学校教員統計調査報告書(文部科学省)から

### 2 教育職員免許法改正(平成14年5月)により規定された隣接校免許状取得要件

3年の教職経験に加え下記の単位を修得

| 受けようとする免許状の種類 | 有することを必要とする免許状 | 大学等においての修得を要する単位数 |
|---------------|----------------|-------------------|
| 小学校教諭2種       | 幼稚園教諭普通        | 13                |
|               | 中学校教諭普通        | 12                |
| 幼稚園教諭2種       | 小学校教諭普通        | 6                 |

### 3 市町村費負担幼稚園教諭と県費負担小学校教諭の人事交流の例

#### (1) 茨城県

|        |          |   |          |    |      |
|--------|----------|---|----------|----|------|
| 平成14年度 | 水戸市立小学校  | → | 水戸市立幼稚園  | 1名 | 期間3年 |
|        | 水戸市立幼稚園  | → | 水戸市立小学校  | 1名 |      |
| 平成15年度 | つくば市立小学校 | → | つくば市立幼稚園 | 1名 | 期間3年 |
|        | つくば市立幼稚園 | → | つくば市立小学校 | 1名 |      |

#### (2) 三重県

|        |        |   |        |    |      |
|--------|--------|---|--------|----|------|
| 平成15年度 | 津市立小学校 | → | 津市立幼稚園 | 2名 | 期間2年 |
|        | 津市立幼稚園 | → | 津市立小学校 | 2名 |      |

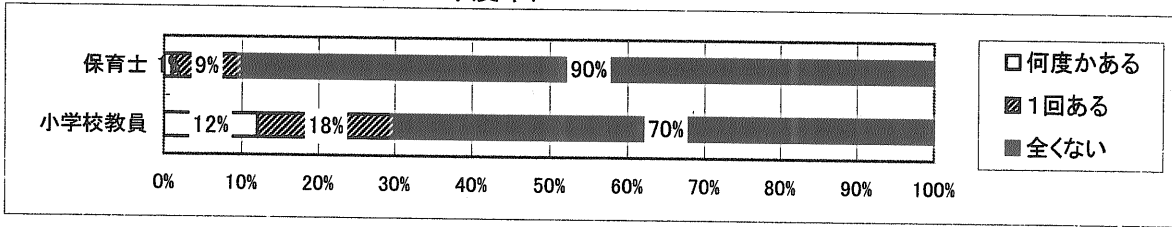
#### (3) 鹿児島県

|        |         |   |         |    |      |
|--------|---------|---|---------|----|------|
| 平成15年度 | 始良町立小学校 | → | 始良町立幼稚園 | 1名 | 期間1年 |
|        | 始良町立幼稚園 | → | 始良町立小学校 | 1名 |      |

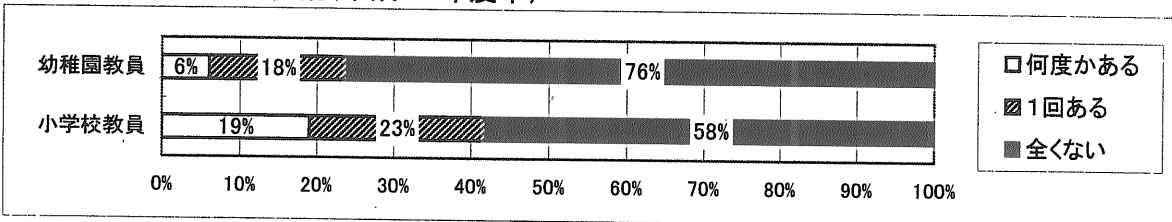
# ○幼稚園・保育園・小学校の連携に関する調査(長野県)

## 1 保育・授業の参観

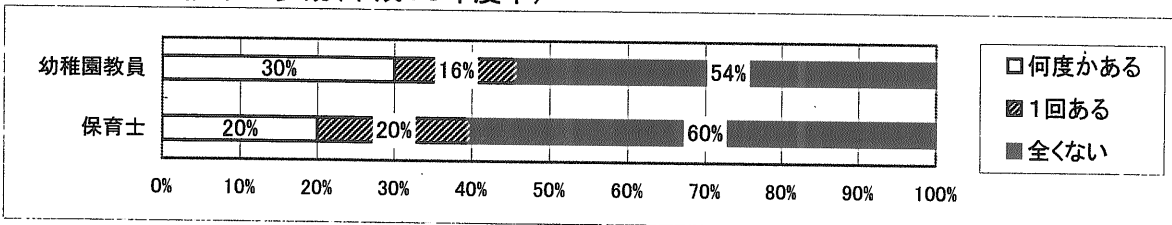
### (1) 幼稚園の保育の参観(平成13年度中)



### (2) 保育園の保育の参観(平成13年度中)

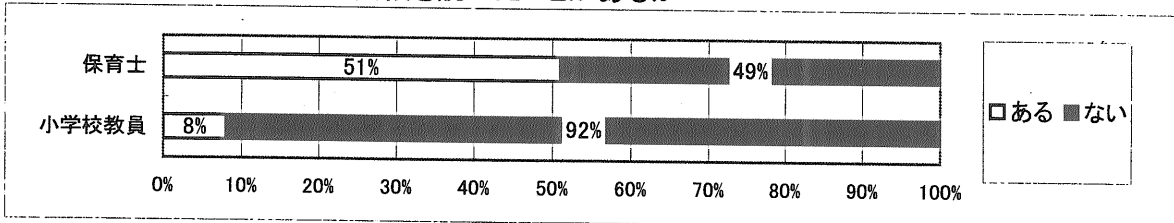


### (3) 小学校の授業の参観(平成13年度中)

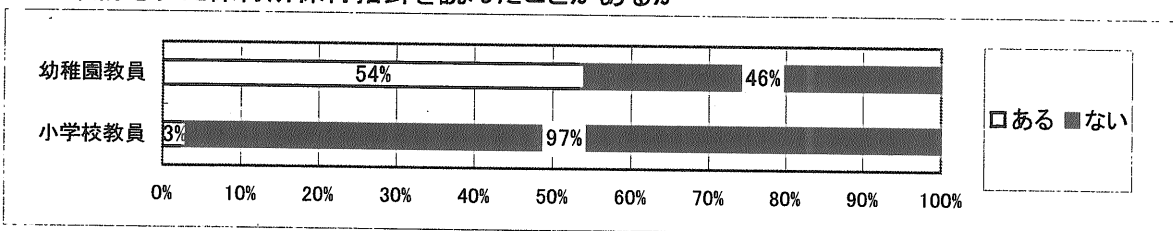


## 2 教育要領等

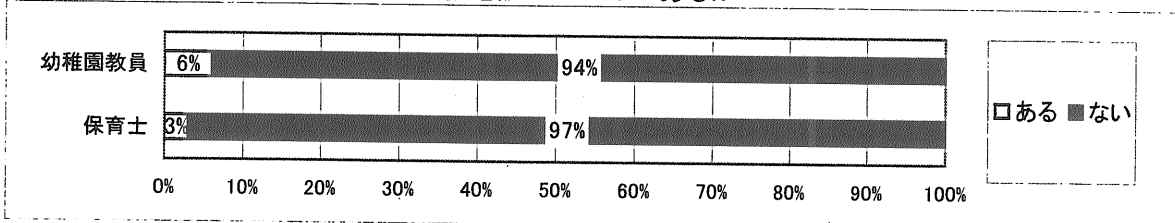
### (1) 改訂された幼稚園教育要領を読んだことがあるか



### (2) 改訂された保育所保育指針を読んだことがあるか



### (3) 改訂された小学校学習指導要領を読んだことがあるか



長野県幼児教育連絡会議(長野県教育委員会・長野県総務部・長野県社会部)  
「幼保小の連携に関する調査報告書」(平成15年3月)から

## ○幼稚園設置基準の変遷（主な改正）

- 昭和27年 「幼稚園基準」通達  
幼稚園の認可権者である都道府県教育委員会及び知事に対し、編成、施設、設備などの基準を示す。
- 昭和31年 「幼稚園設置基準」省令公布  
幼稚園基準を実施した結果についての問題点及び改善点等についての意見を各都道府県教育委員会及び知事に求めて制定。
- 昭和41年 省令施行時に現に存していた幼稚園の園舎、運動場の面積についての経過規定等の改定。
- 平成7年 1学級の幼児数（40人から35人）、園舎の階層の原則（平屋から2階建）、便器規定の廃止、備えなければならない園具及び教具の規定の大綱化等の改正。
- 平成14年 自己点検評価及び情報提供の規定整備、園長教諭の併任、施設設備等の安全、園舎・運動場の位置について確認的に明示等の改正。

## ○自己点検・自己評価について

### 1 法令の規定

幼稚園設置基準の改正（平成14年4月1日施行）

（自己評価等）

第2条の2 幼稚園は、その教育水準の向上を図り、当該幼稚園の目的を実現するため、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第2条の3 幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

### 2 趣旨

幼稚園が、幼児の状況や地域の保育ニーズなどに応じた特色ある主体的な教育活動を展開し、地域住民の信頼に応え、地域に開かれた幼稚園として運営できるよう、自己点検評価及びその結果の公表に努めるとともに、積極的な情報提供を行う。

なお、実施に際しては、各園が実態に応じて、教育目標、教育内容、運営方針、研修の状況、施設設備など幼稚園運営に係る点検評価項目を具体的に設定して、客観的に点検評価すること、また、その結果を広く周知を図る方法で情報提供することが望ましい。

## ○学校評議員制度について

### 1 法令の規定

学校教育法施行規則の改正（平成12年4月1日施行）

第23条の3 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

（第77条で、第23条の3は幼稚園に準用する旨規定）

### 2 趣旨

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健全な成長を図っていくためには、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要がある。こうした開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、学校や地域の実情等に応じて、その設置者の判断により、学校に学校評議員を置くことができることとする。

## ○公立幼稚園における学校評議員及び類似制度の設置状況

（平成14年8月1日現在）

設置済 495園（8.7%） 設置検討中 2,014園（35.4%）

|          | 公立学校数  | 設置済            | 設置検討中          |
|----------|--------|----------------|----------------|
| 幼稚園      | 5,682  | 495 (8.7%)     | 2,014 (35.4%)  |
| 小学校      | 23,260 | 11,665 (50.2%) | 7,404 (31.8%)  |
| 中学校      | 10,351 | 5,372 (51.9%)  | 3,306 (31.9%)  |
| 高等学校     | 4,136  | 2,706 (65.4%)  | 719 (17.4%)    |
| 中等教育学校   | 2      | 1 (50.0%)      | 0 (0.0%)       |
| 盲・聾・養護学校 | 931    | 612 (65.7%)    | 127 (13.6%)    |
| 合計       | 44,362 | 20,851 (47.0)  | 13,570 (30.6%) |

文部科学省調査